HACCPに沿った衛生管理が制度化されました

令和6年度 HACCP講習会

食品衛生法改正に伴い、令和3年6月に新しい制度が施行され、*原則全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられました。*

食品等事業者は、食品衛生に関する「衛生管理計画」を作成するとともに、その実施 状況について「記録」し、「保存」することが必要です。

船橋市では、食品等事業者を対象に講習会を開催します。

受講者には「HACCP講習会修了済証」を交付します。ぜひご参加ください!

【講習会日時】

※受付は講習開始30分前からです。

令和6年	12月17日(火)14:00~16:00
令和7年	3月13日(木) 14:00~16:00

【場 所】 船橋市保健福祉センター 3 階 保健学習室 (船橋市北本町 1 - 16 - 55)

【対象者】 船橋市内の食品等事業者

【内 容】 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理について(講義) 衛生管理計画作成と相談(実習)

【持ち物】 筆記用具、ご自身の店のメニュー表、レシピ等

【定 員】各回30名程度(先着順)

【申込方法】船橋市食品衛生協会に電話又はFAXでお申し込みください。

TEL 047-409-2227 FAX 047-409-2228

→裏面の申し込み票をご利用ください。

- ※受講料はかかりません。
- ※本講習会の受講は任意です。また、すでに HACCP に沿った衛生管理を実施されている場合等は、受講する必要はありません。
- ※講習会受講の際は公共交通機関を御利用ください。(お車で来所される方は、近隣の駐車場を御利用ください。)

内容に関する問い合わせ先

船橋市保健所 衛生指導課 食品監視係 TEL 047-409-2566





HACCP講習会申し込み票

船橋市食品衛生協会宛		FAX: 0 4 7 - 4 0 9 - 2 2 2 8			
営業施設名称					
営業施設住所	<u>船橋市</u>				
受講者代表氏名					
参加人数		名			
電話番号			_		

受講年月日

	※希望日に〇を 付けて下さい。	
令和6年	12月17日(火)14:00~16:00	
令和7年	3月13日(木) 14:00~16:00	